

「第三セクター等に関する指針」に関する基本運用事項

1 趣旨

平成20年3月に策定された「第三セクター等に関する指針」において、その対象法人を、市が基本財産又は資本金の25%以上を出資（出えん）する以下の法人に選定した。については、指針に定める実施項目について、その具体的な方法を定める。

2 対象法人

名 称	出資（出えん）割合	出 資	財政支援
米沢市土地開発公社	100.0%	○	○
一般財団法人米沢市スポーツ協会	100.0%	○	○
公益財団法人米沢上杉文化振興財団	82.8%	○	○
株式会社米沢食肉公社	49.0%	○	○
一般社団法人米沢観光コンベンション協会	29.4%	○	○

※ 財政支援…補助金、損失補償など

3 経営の点検評価

指針では、市は、対象法人に対し毎年度経営状況の報告を求め、経営状況の点検評価を定期的に行うこととしており、以下、その方法について定める。

(1) 対象法人による経営状況の自己分析

対象法人は、第一段階として経営の予備的診断を行い、経営状況の自己分析に努めるものとする。予備的診断の内容は、対象法人の財務諸表の自己分析（別紙「対象法人管理者 財務の予備的診断フロー」）の作成を主たるものとする。

なお、対象法人は予備的診断を実施した場合は速やかに市の所管課に報告するものとする。

(2) 対象法人の定期的な点検・評価

市の所管課が対象法人の経営状況を定期的に点検・評価し、時宜にかなった対応をすることは非常に重要であるため、対象法人への関与の度合いにより、経営状況の点検・評価を次のとおり実施する。

○ 市が25%以上の出資・出えんを行う対象法人については、地方自治法第243

条の3第2項に基づき、経営状況説明書を議会に提出する際に行うものとする。

対象法人…米沢市土地開発公社、一般財団法人米沢市スポーツ協会

公益財団法人米沢上杉文化振興財団、株式会社米沢食肉公社、

一般社団法人米沢観光コンベンション協会

市の所管課は、上記の時期に対象法人から貸借対照表や損益計算書などの財務諸表の他、事業実績や組織運営の実態等に関する資料の提出を受けた上でヒアリングを行い、より詳細な経営状況を把握し、その結果を別紙「第三セクター等の情報公開」にまとめるものとする。

4 対象法人に対する経営指導

指針では、点検評価の結果、改善の必要がある場合には、当該対象法人に経営改善計画を策定させ、経営改善に積極的に取り組むよう指導・監督することとしており、以下、その方法について定める。

(1) 対象法人に対する市の関与と支援方針の明確化

- ①点検評価の実施により、対象法人の経営改善事項が明確になった段階で、市は、対象法人の将来的な経営のあり方を検討し、市の関与の基本的方向性と支援方針について、実施の可否も含め明確にするものとする。
- ②市の関与の基本的方向性と支援方針については、対象法人が設立された当時との社会環境の変化や行政の役割変化などを慎重に考慮して、関与のあり方を決定するものとする。
- ③財政支援については、経営実績を公共性、採算性の視点から十分精査し、必要最小限のものに限って行うこととする。
- ④対象法人の現状が当初の設立目的と乖離し、なおかつ、公共的な団体として存続させるべき合理的な理由が見受けられないと認める場合、対象法人の廃止・統合も選択肢に入れて市の基本的方向性を定めていくものとする。

(2) 対象法人経営改善計画の策定と市の経営指導

- ①市による関与の基本的方向性と支援方針の明確化を受けて、対象法人は、必要に応

じて速やかに経営改善計画を独自に策定し、その内容について市の同意を得るものとする。

②対象法人は、市の同意を得た改善計画を一般に公開した後、計画に沿って経営改善に取り組むものとし、その結果については毎年市に報告するものとする。

③市は、対象法人の経営改革の取組に問題があると判断したときは、対象法人の存続性の是非についての検討も加えながら、必要な指導を講じるものとする。

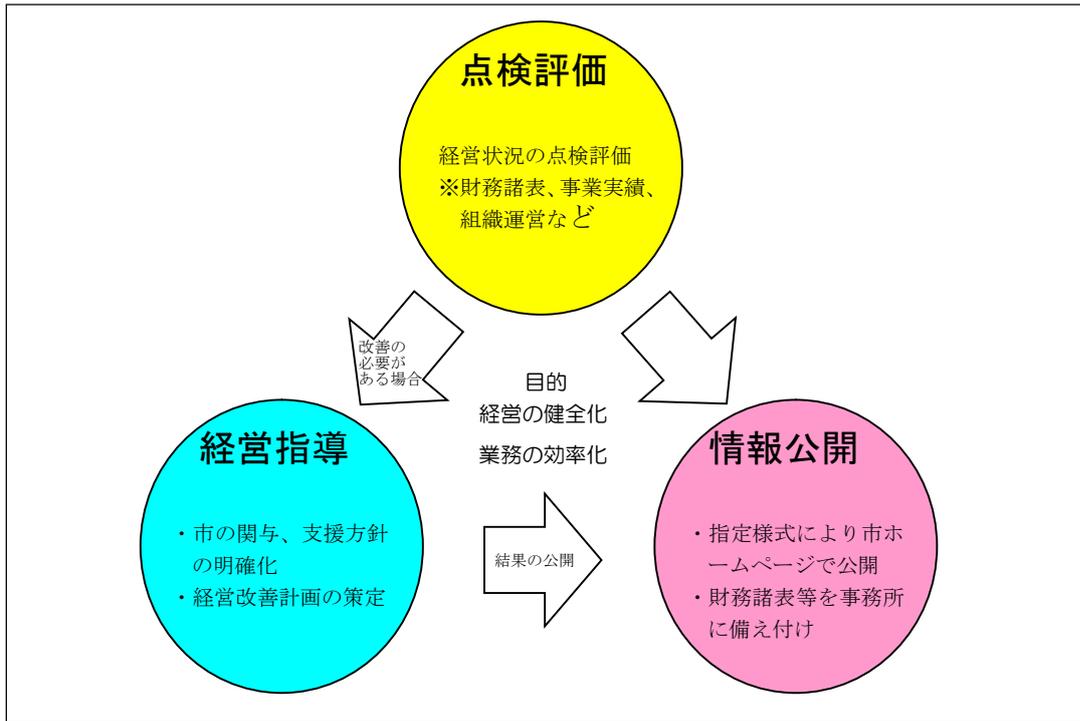
④市の経営指導の結果、対象法人の経営状況が改善しない場合には、市は対象法人に対して改善計画の変更を求めたり、経営体制の見直しを勧告できるものとする。

5 情報公開の推進

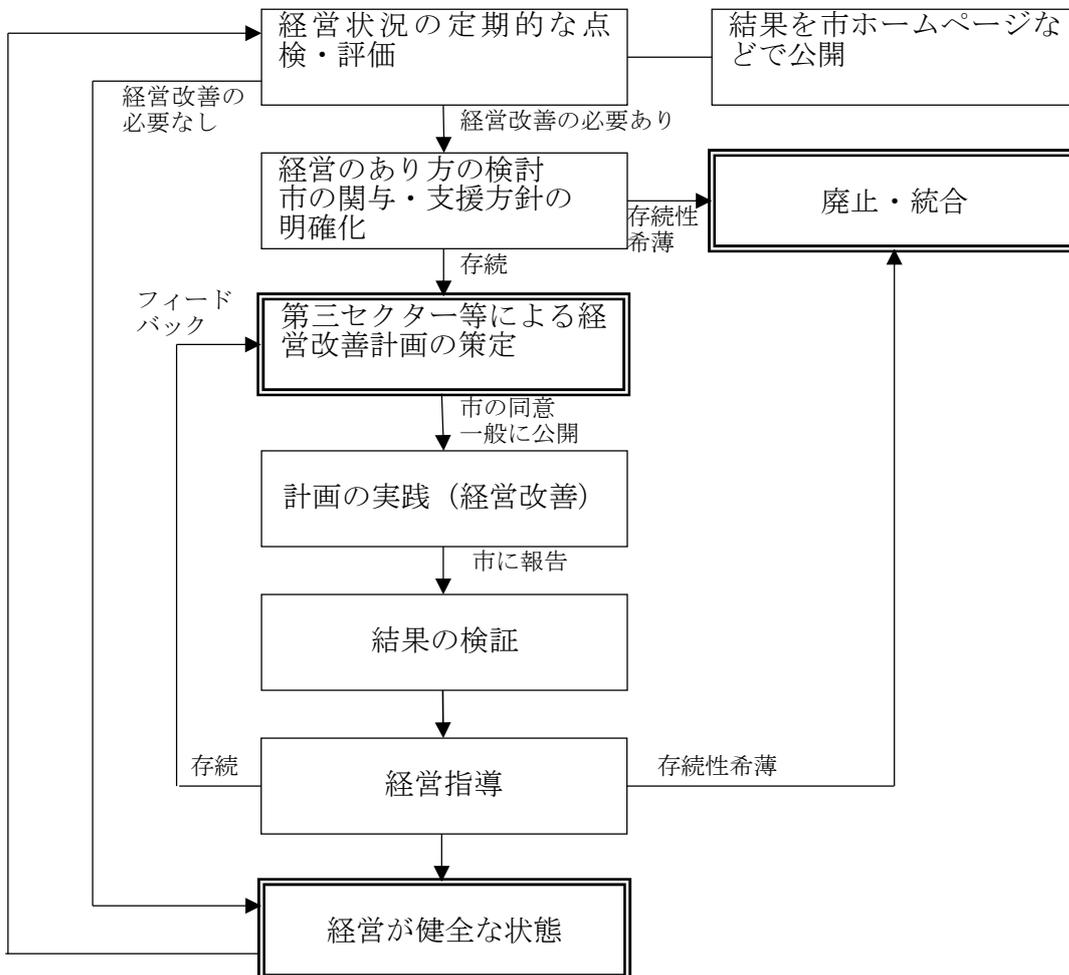
第三セクターの経営状況に関する情報については、株式会社については、会社法（平成17年法律第86号）により、また、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）により貸借対照表又はその要旨を公告することとされている。さらに「総務省第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」により「地方公共団体は第三セクターの経営状況等について、インターネットなども活用し、地域住民に分かりやすく公開するよう積極的に努めるとともに、情報公開制度に基づき、地域住民等の要請に応じて、情報の提供を行う必要がある。また、地方公共団体は第三セクター等に対しても、自ら積極的かつ分かりやすい情報公開を行うよう指導に努める必要がある。」とされており、市はその徹底を図る。また、点検評価にあわせて、別紙「第三セクター等の情報公開」を作成し、市のホームページにて一般に公開を行う。

さらに、対象法人に対しては、米沢市情報公開条例（平成6年米沢市条例第26号）に準じて、情報公開の制度化を図るよう指導する。

○ 指針の柱立てイメージ



○ 対象団体の経営改善計画の策定と経営健全化までの流れ



○ 「第三セクター等に関する指針」点検評価及び情報公開に関する根拠

(米沢市)「第三セクター等に関する指針」に基づく対象団体

出資25%以上

- ・米沢市土地開発公社
- ・一般財団法人米沢市スポーツ協会
- ・公益財団法人上杉文化振興財団
- ・株式会社米沢食肉公社
- ・一般社団法人米沢観光コンベンション協会

点検評価に当たっての根拠法令（地方自治法）※要旨

第221条第1項 施行令152条

次の法人について、予算の執行状況等を調査し、その結果に基づいて必要な措置を構ずべきことを求めることができる。

1. 市が設立した土地開発公社等
2. 市が1/2以上出資している法人
3. 市が1/4以上1/2未満を出資し、条例で定める法人

第243条の3 施行令第173条

毎事業年度、経営状況を説明する資料を作成し、議会に提出しなければならない。

経営の点検・評価

(米沢市)「第三セクター等に関する指針」に関する基本運用事項

- ・経営状況説明書を議会に提出する際

経営状況等の公開

(総務省) 第三セクター等の抜本的改革等に関する指針

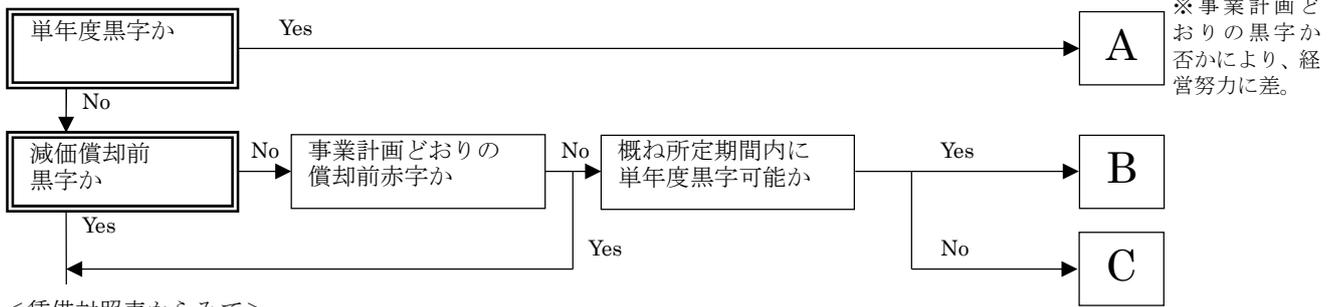
- (1) 地方公共団体の出資比率が一定割合以上等である第三セクターの経営状況については、議会への報告義務が定められているところである。(地方自治法第243条の3)
- (2) 地方公共団体は、(1)の法人の経営状況等について、インターネット等も活用し、地域住民に分かりやすく公開するように積極的に努めるとともに、情報公開制度に基づき、地方住民等の要請に応じて、情報の提供を行う必要がある。
また、地方公共団体は、第三セクター等に対しても、自ら積極的かつ分かりやすい情報公開を行うよう指導に努める必要がある。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

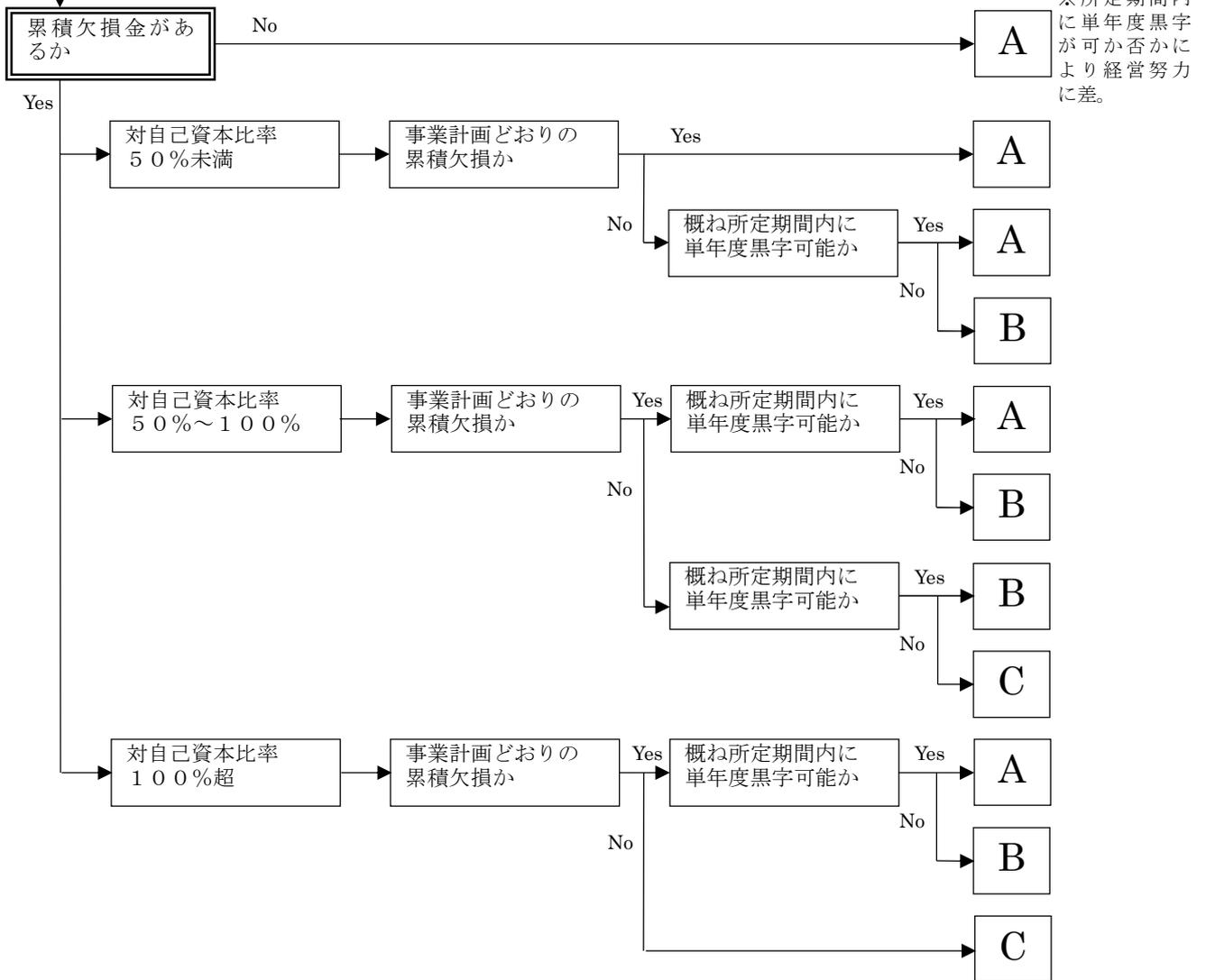
第57条 市は、1/4以上を出資している法人に対し、その職員数及び給与に関する情報を公開するよう要請するものとする。

○対象法人管理者 財務の予備的診断フロー

<損益計算書からみて>



<貸借対照表からみて>



【凡例】

- A： 経営努力を行いつつ事業は継続
- B： 事業内容の大幅見直し等による抜本的な経営改善が必要
- C： 深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは、事業の存廃を含めた検討が必要

【注】

- ・ 上記の「自己資本」とは、株主から出資された出資金、剰余金、準備金、自己株式等
- ・ 上記の「事業計画」とは、事業開始当初に策定された計画ではなく、時代背景等を踏まえた現実的な視点から修正したものとする。
- ・ 経営諸指標（数値水準を含む。）は、第三セクターの業種や設備投資の多寡等によって適切なものとする（例：鉄道事業を行う第三セクターにあっては、対自己資本比率を対設備投資比率に置き換える等）、設立時の資本金の不足や災害等、経営の責めに帰すべきではない理由によって経営諸指標が悪いという場合もあること等に留意すること。

別紙様式

第三セクター等の情報公開

作成基準日	作成担当部署		業務概要							
第三セクター	名称				【目的】 【業務内容】					
	代表者									
	所在地	〒	電話番号：							
	設立年月日	昭和 年 月 日	ホームページアドレス：							
資本金	千円(市出資等額)：		千円、出資等割合： %)							
役職員の状況 ※臨時・パートを除く	役員数(うち地方公共団体出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収(千円)	職員数(うち地方公共団体出向者・退職者)	職員平均年齢	職員の平均年収(千円)				
	()	歳		()	歳					
財務状況	貸借対照表から	項目	金額(千円)			損益計算書から	項目	金額(千円)		
			前々年度	前年度	年度			前々年度	前年度	年度
		資産合計					当期における売上高又は総収入			
		負債合計					(うち市からの指定管理料・補助金・委託金)	()	()	()
		(うち有利子負債)	()	()	()		経常損益			
		資本合計(又は正味財産合計)					当期損益			
		(資本合計)-(資本金)					減価償却前当期損益			
第三セクター等への関与の状況	(1) 財政的支援									
	項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)					
		前々年度	前年度	年度						
	①補助金(助成金)									
	②利子補給金									
	③税の減免額									
	④その他()									
	小計	-	-	-						
	⑤損失補償契約に伴う金利軽減額									
	⑥出資金、低利貸付等に伴う機会費用									
	小計	-	-	-						
	合計	-	-	-						
	参考(指定管理料・委託料)									
	(2) その他の財政的支援									
	項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)					
前々年度		前年度	年度							
①損失補償契約に係る債務残高										
②貸付金残高										
③出資金										
合計	-	-	-							
地方公共団体による監査結果										
地方公共団体による点検評価の結果	経営状況についての予備的診断における評価	⇒ A：経営努力を行いつつ継続 ⇒ B：事業内容の大幅見直し等による抜本的な経営改善が必要 ⇒ C：深刻な経営難にあり、経営の観点から事業の存続を含めた検討が必要								
	今後の方向性：(存続、民間譲渡、完全民営化など)									
	今後の方向性に関するコメント、克服すべき課題									
	その他									
その他の特記事項										

○ 公益法人については、5. 財務状況の記入に当たって公益法人会計基準に読み替えること。
○ 当該様式に関して関係法令等の改正があった場合には適宜対応すること。